

湯梨浜町あらゆる差別をなくする実施計画 (第 2 次 改 訂)

平成 2 9 年 3 月

湯梨浜町

目 次

第1編 総論

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）体系図

第1章 実施計画策定の趣旨

第2章 計画の期間

第3章 実施計画の基本方向

第2編 事業の内容

第1章 部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

- 1 個人情報保護 ----- 1
- 2 部落差別事象への対応 ----- 1
- 3 人権侵害の救済と擁護 ----- 2

第2節 教育・啓発の推進

- 1 啓発組織の整備・充実
 - (1) 行政の人権啓発 ----- 2
 - (2) 町民組織の人権啓発 ----- 3
- 2 就学前・学校教育における取り組みの推進
 - (1) 就学前教育における人権保育の推進 ----- 3
 - (2) 学校教育における人権教育の推進 ----- 4
- 3 社会教育における取り組みの推進
 - (1) 社会教育における人権教育の推進 ----- 5

第3節 就労・雇用の促進

- 1 事業所への啓発推進 ----- 6
- 2 就業の促進・安定 ----- 6

第4節 産業の振興

- 1 中小事業所の育成 ----- 7

第5節 社会福祉の増進

- 1 文化会館の取り組み ----- 7

第2章 男女共同参画社会の実現

第1節 人権擁護の確立

- 1 人権侵害の救済と擁護 ----- 9

第2節 教育・啓発の推進

- 1 女性問題の啓発 ----- 9
- 2 就学前・学校教育における取り組みの推進
 - (1) 男女共同参画の視点に立った就学前教育の推進 ----- 10

(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	11
3 社会教育における取り組みの推進	
(1) 社会教育における男女共同参画の視点に立った学習の充実	11
第3節 社会参画の推進	
1 社会参画の推進	12
2 社会的地位の向上	12
第4節 就労・雇用の促進	
1 事業所への啓発推進	13
2 就業の促進・安定	13
第5節 社会福祉の増進	
1 子育て支援と健康保持	14

第3章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立	
1 個人情報の保護	16
2 人権侵害の救済と擁護	16
第2節 教育・啓発の推進	
1 障がいのある人の問題の人権啓発	17
2 就学前・学校教育における取り組みの推進	
(1) 就学前教育における特別支援の推進	18
(2) 学校教育における特別支援教育の推進	18
3 社会教育における取り組みの推進	
(1) 社会教育における教育・啓発の推進	19
第3節 社会参画の推進	
1 社会参画の推進	19
第4節 就労・雇用の促進	
1 事業所への啓発推進	20
2 就業の促進・安定	21
第5節 社会福祉の増進	
1 地域福祉の充実	21
第6節 生活環境の改善	
1 住環境の改善	22

第4章 子どもの成長を育む人権保障の実現

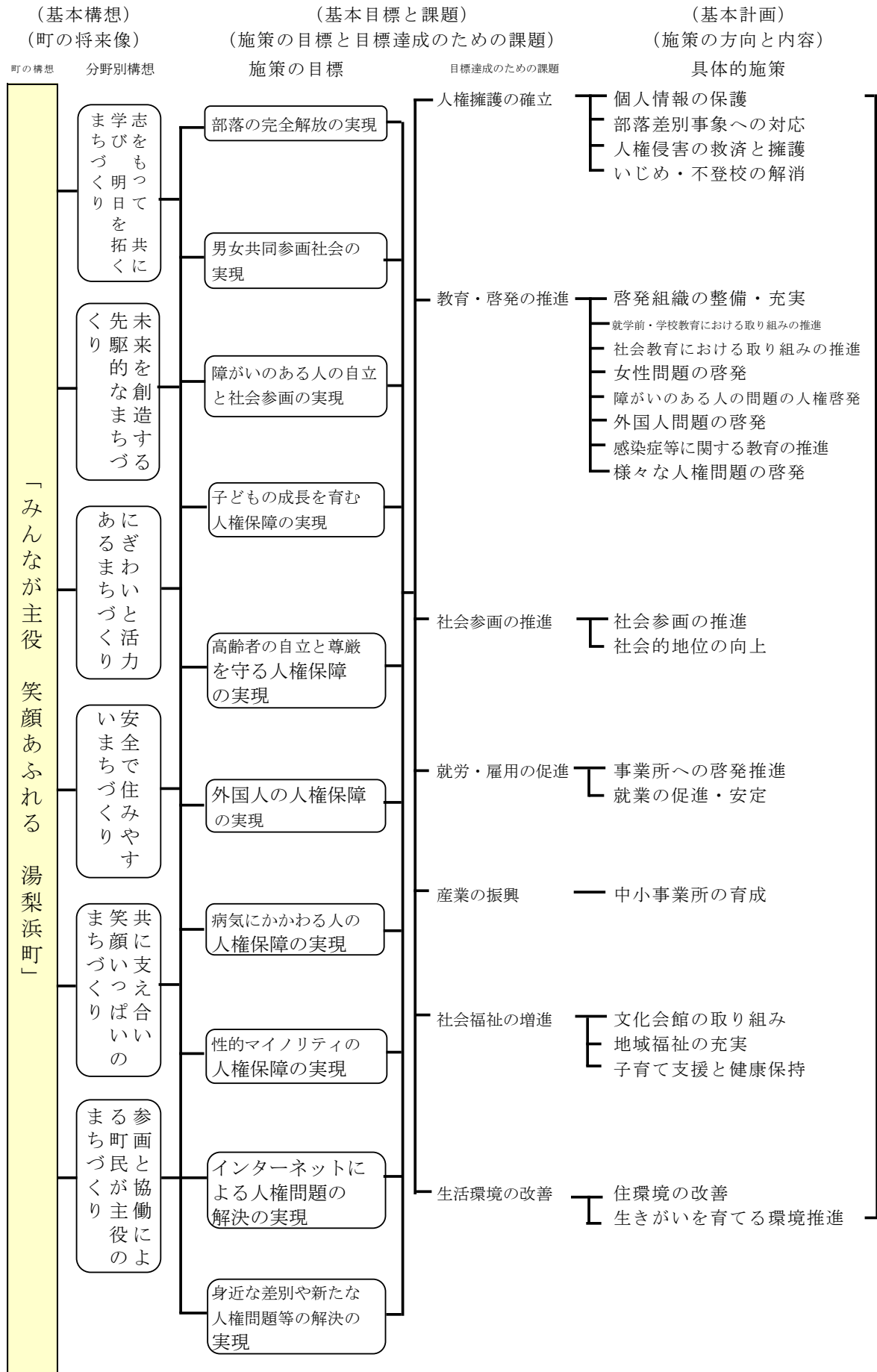
第1節 人権擁護の確立	
1 個人情報の保護	24
2 人権侵害の救済と擁護	24

3	いじめ・不登校の解消	25
第2節 社会福祉の増進		
1	子育て支援と健康保持	25
第5章 高齢者の自立と尊厳を守る人権保障の実現		
第1節 人権擁護の確立		
1	人権侵害の救済と擁護	27
第2節 教育・啓発の推進		
1 就学前・学校教育における取り組みの推進		
(1)	就学前教育における敬老の心を育てる保育・教育の推進	27
(2)	学校教育における敬老の心を育てる教育の推進	28
2 社会教育における取り組みの推進		
(1)	社会教育における高齢者教育の推進	28
第3節 社会福祉の増進		
1	地域福祉の充実	29
第4節 生活環境の改善		
1	生きがい育てる環境推進	30
第6章 外国人の人権保障の実現		
第1節 人権擁護の確立		
1	人権侵害の救済と擁護	32
第2節 教育・啓発の推進		
1	外国人問題の啓発	32
2	社会教育における取り組みの推進	33
第3節 社会参画の推進		
1	社会参画の推進	33
第4節 就労・雇用の促進		
1	就業の促進・安定	34
第5節 社会福祉の増進		
1	地域福祉の充実	34
第7章 病気にかかわる人の人権保障の実現		
第1節 人権擁護の確立		
1	個人情報保護	35
2	人権侵害の救済と擁護	35
第2節 教育・啓発の推進		
1	啓発組織の整備・充実	35

2	感染症等に関する教育の推進	36
3	社会教育における取り組みの推進	36
第3節 就労・雇用の促進		
1	就業の促進・安定	37
2	事業所への啓発推進	37
第4節 社会福祉の増進		
1	地域福祉の充実	37
 第8章 性的マイノリティの人権保障の実現		
第1節 人権擁護の確立		
1	人権侵害の救済と擁護	39
第2節 教育・啓発の推進		
1	啓発組織の整備・充実	39
2	社会教育における取り組みの推進	40
第3節 就労・雇用の促進		
1	事業所への啓発推進	40
 第9章 インターネットによる人権問題の解決の実現		
第1節 人権擁護の確立		
1	個人情報保護	41
第2節 教育・啓発の推進		
1	啓発組織の整備・充実	41
 第10章 身近な差別や新たな人権問題等の解決の実現		
第1節 教育・啓発の推進		
1	様々な人権問題の啓発	42

第 1 編 総 論

湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）体系図



第1章 実施計画策定の趣旨

平成19年3月、湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、一日も早く部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、明るく住みよいまちづくりを推進してきました。しかし、今日の社会情勢、各種制度、住民意識の変化に加え、新たに認識の高まった人権問題への対応が必要になっていることから、平成29年3月に、湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画（第2次改訂）を策定し、その計画に基づいた実施計画を策定するものです。

この実施計画は、「湯梨浜町あらゆる差別をなくする総合計画」（第2次改訂）に示された施策の方向に基づき、事業の具体的な内容を明確にし、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に策定しました。

第2章 計画の期間

この実施計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第3章 実施計画の基本方向

この実施計画における推進の基本方向は、次のとおりです。

1. 町の重要施策として

この計画は、これまでの取り組みの成果や課題をもとに、「人権と共生」の時代と言われる21世紀を展望した湯梨浜町の将来像に向って、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする諸施策を、湯梨浜町の重要施策として位置づけ、町民一人一人の課題として、町民の理解を得ながら推進します。

2. 連携強化

この計画の推進にあたっては、国・県をはじめとする関係機関・各種団体等と密接な連携を図りながら進めていきます。

3. 行政総体として

この計画の推進にあたっては、行政をはじめとする町のあらゆる機関が互いに密接な連携のもと、効果的、効率的に事業を進めていきます。

4. まちづくりとして

町民相互の連帯と人権教育・啓発活動を、すべての行政機関の責任のもとに推進し、「みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町」のまちづくりに向けて取り組みます。

第2編 事業の内容

第1章 部落の完全解放の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【施策の方向と内容】

1. 個人情報の保護について調査・研究し、それに関わる基本的人権の侵害の防止に努めます。
2. 人権侵害につながるインターネット上での誹謗中傷、身元調査など現実を踏まえ、その行為の差別的性を見抜き、的確な措置と対応ができるよう指導力の向上に努めます。
3. 広報紙をはじめ、様々な媒体を活用しながら、町民への個人情報保護についての周知・啓発に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
個人情報保護の適正な取り扱い	町個人情報保護条例、 <u>本人通知制度※</u> 等により、個人の権利利益の保護を図る。	企 画 課 町 民 課 関 係 課	
申請書・添付書類等様式の見直し	不必要な個人情報等の記載欄の有無の見直しと改善を行う。	全 課	
申請者の本人確認	住民票、戸籍関連証明及び税務関係証明の発行の際に、申請者の本人確認の徹底を図る。	町 民 課	
代理申請委任の確認	代理申請等に係る委任状の提出を徹底する。	町 民 課	

2 部落差別事象への対応

【施策の方向と内容】

1. 差別事象が発生した場合は、事象に関係する部署及び機関が主体的にその対応に取り組み、事実関係の正しい把握と人権侵害にあたる事象の核心を明らかにするよう努めます。
また、各種相談窓口の連携を強化するなど体制の整備・充実を図ります。
2. 生涯学習・人権推進課は、差別事象の事実関係の把握に努め、その要因と社会的背景を正しく分析し、問題解決への対応方針に基づき、行政全体で具体的な実践活動を推進します。
3. 差別事象は、重大な人権侵害であり社会的問題として厳しく受け止め、関係団体との連携を図り人権擁護の体制づくりを強め、問題解決に向けた町民への啓発活動の充実努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
差別事象発生時の迅速な対応	町のマニュアルの周知と迅速で適切な対応を実践する。	生涯学習・人権推進課 全 課	

3 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 人権に関わる相談業務の充実に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら職員の対応能力の向上に努めます。
2. 人権相談業務の内容などについて、町民への周知に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
生活相談員の設置	人権侵害に関わる問題や同和地区住民の生活全般にわたる相談業務の充実に努める。	文 化 会 館 生涯学習・人権推進課	
人権擁護委員との連携強化	特設人権相談所の開設支援及び人権擁護委員との連携の強化を図る。	町 民 課	
人権擁護に関する機関の設置検討	人権擁護に関する施策（調査・研究・相談等）の充実に努めるための機関の設置を検討する。	生涯学習・人権推進課	

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

（1）行政の人権啓発

【施策の方向と内容】

1. 差別をなくするための行政課題を明確にし、人権課題の解決に向けた人権啓発の諸施策を実施します。
2. 啓発活動の充実に努めるため、諸施策に対する町民の理解度や取り組みの効果について、町民からの評価などの情報収集に努めます。
3. 部落差別をなくする主体者としての自覚と実践力を高めるため、職員研修の充実に努めます。
また、行政職員一人一人が自らの職務を通じて、地域社会で人権啓発の指導的役割が果たせる資質と指導力の向上に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
人権教育研究推進員、関係職員研修会	推進員等の資質向上のための研究・推進、研修を行う。	生涯学習・人権推進課	
行政職員研修会	職員の資質向上のための研修会を行う。	総 務 課	
各種大会等への派遣	人権教育関係者の資質向上のため各種大会等へ職員等を派遣する。	生涯学習・人権推進課	
各種教育機関等における人権教育の推進	各分野における教育・啓発活動の充実に努める。	教 育 総 務 課 小・中学校他	
部落解放・人権政策確立要求運動の推進	部落問題解決のための基本的な法の制定に向けた運動を推進する。	生涯学習・人権推進課 総 務 課	

(2) 町民組織の人権啓発

【施策の方向と内容】

1. 町民の同和問題に対する意識の実態を把握し、教育・啓発の成果と課題を明確にして、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて施策の推進に努めます。
2. 行政及び関係機関との連携を図りながら、多様な学習方法に対応できる啓発資料の発刊や視聴覚教材の整備など情報提供の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
人権教育町民のつどい	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民への教育・啓発のための講演（公演）を行う。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	
人権教育推進大会	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民の参加による教育・啓発のための講演、公演、分科会、意見発表等を行う。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	
ゆりはま人権セミナー	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民への教育・啓発のため事業を実施する。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	
人権・同和教育に関する町民意識調査	人権・同和教育に対する町民意識の把握と今後の施策のための検討資料を確保する。	生涯学習・人権推進課	2016. 7 実施
人権教育講座	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民への教育推進のための講座を行う。	文 化 会 館 町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	
人権教育座談会	様々な人権問題を取り上げ、あらゆる差別の解消について町民への教育・啓発のための部落座談会を行う。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

(1) 就学前教育における人権保育の推進

【施策の方向と内容】

1. すべての子どもたちの成長発達を保障し、あらゆる差別をなくする人間的資質を育成するため、地域や保育所、認定こども園の実態に応じた保育・教育環境を整備します。そして、差別に負けない、差別を許さない感性と実践力を身につけた人間を育成する基礎教育に努め、差別に立ち向かい自らの進路を切り拓く力に具体的につながる保育・教育実践を推進します。
2. 乳幼児の生活全般にわたり、発達段階に即したきめ細かな保育を行うとともに、保護者や地域の保育課題を的確に把握し、その課題解決に向けた保育・教育実践を進めていきます。その

ためには、家庭・地域・学校・関係機関との連携をさらに深め、職員の資質向上を図るとともに、保護者に対する子育て支援の充実を図ります。

3. すべての保育士等が部落差別の現実深く学び、自らの社会的立場の自覚を深めるとともに、その責務を自覚して保育・教育実践に努めるため、研修会などの機会を設定するなど職員研修を実施します。

4. 保護者対象の人権学習や啓発活動をより一層推進します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
保護者の推進活動の充実	各保育所、認定こども園の保護者組織を確立し、保護者が主体となった研修会を充実させ人権保育の推進を図る。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	
小・中学校及び関係機関との連携	各保育所・認定こども園・学校・児童館等との人権教育交流研修会を積極的に推進する。	保 育 所 認 定 こ ど も 園 小 ・ 中 学 校 子 育 て 支 援 課 教 育 総 務 課	
職員研修の充実	人権保育担当者会・年齢別研究会・公開保育・保育部会会員研修会（県外講師招聘研究会等）・保育所、認定こども園内研修の充実を図るとともに、全国人権保育研究集会等へ積極的に参加する。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	
共に育つ仲間づくりの実践	自尊感情を高め、互いを認め合う仲間づくりの基礎を育成する。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	

（２）学校教育における人権教育の推進

【施策の方向と内容】

- すべての児童・生徒の学力および生活実態を把握し、学校、家庭、地域でそれぞれ取り組む課題を明確にして、自らが希望する進路を実現するための学力を定着させる研究実践を推進していきます。
- 部落差別の現実深く学び、教職員としての自らの社会的立場を自覚し、部落問題の解決を自らの責務として研究実践するため、自らの人権教育観の一層の確立と指導力の向上を図ります。また、学校間の連携を図りながら具体的な課題解決に向けて、授業研究、事例研究などの教職員の研修の充実を図ります。
- 人権教育の公開授業や懇談会を積極的に実施するとともに、現地研修や交流会を実施するなど、保護者啓発の内容・方法の改善を進めます。また、PTA人権教育推進部の活動を活性化し、会員の研修機会の拡充を図り、指導者の育成に努めます。

4. 性教育・障がいに関わる教育・環境教育・多文化理解教育など、人権に関わる新たな教育課題に対応する教育を人権尊重の視点に立って進めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
社会的立場の自覚を深める学習	発達段階に応じた全学年による「社会的立場の自覚を深める学習」を行う。	小 学 校	
共に学び育つ学習集団の育成	児童・生徒の学力向上と仲間集団を育成する。	小・中 学 校	
小・中学校及び保育所・認定こども園との連携	就学前からの一貫した指導の充実を図るための連携強化を図る。	保 育 所 認 定 こ ど も 園 小・中 学 校 子育て支援課 教育総務課	
年間指導計画の作成	人権教育指導の手引きの抜本的な検討を行い、年間指導計画を作成する。	小・中 学 校	
教職員の指導力と資質の向上	新任、転入職員研修会、授業研究を中心とした学習交流、県外先進校の視察を行うとともに、全国人権・同和教育研究会等へ積極的に参加する。	小・中 学 校	
P T Aの人権教育活動の充実	P T A座談会、授業公開による研修、親子学習、学級懇談会、現地交流研修を行うとともに、広報紙を発行する。	小・中 学 校	
地区進出学習会	同和地区児童・生徒の人権学習・仲間づくりなどの学習を実施し、差別に気づき、差別に立ち向かう力を育成する。	学習会運営協議会 小・中 学 校	

3 社会教育における取り組みの推進

(1) 社会教育における人権教育の推進

【施策の方向と内容】

1. 行政や社会教育施設が、人権教育に係る学習機会や情報を提供するとともに、指導者育成など学習支援体制を充実させ、町民の生活に直結した多様な学習や啓発活動を推進します。
2. 地域・各団体や機関での各種の研修会を充実するため、行政及び生涯学習関連施設において、同和問題をはじめ人権問題に深い認識と実践力のある指導者の発掘と養成、確保に努めます。
3. 社会教育施設の職員は、生涯学習を推進する中で同和問題の解決に向けての責務を有すると自覚し、指導者としての資質と指導力の向上のため、計画的に職員研修を実施します。
4. 人権問題の学習を支援するため、必要な図書の実、視聴覚教材、機器の整備に努めるとともに、各種の研修会や多様な学習方法に対応するため、啓発資料及び教材の作成に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
町民の啓発活動	町民のつどい、人権教育推進大会、ゆりはま 人権セミナー、人権教育座談会を開催し、啓 発資料の配布及び広報での啓発を行う。	生涯学習・人権推進課 中 央 公 民 館 町 人 推 協	再掲
各種委員等の研修	町議会議員、農業委員、民生児童委員等の人 権教育研修会を実施する。	関 係 課	
学級・講座の活用	各種学級・講座に人権教育研修を組み入れ る。	中 央 公 民 館 等	
啓発資料の提供	町報人権教育シリーズ、人権教育推進協議会 だより、啓発パンフレット等の提供及び啓発 DVD等の紹介を広く周知する。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課	
啓発図書等の整備	町民の人権学習に必要な図書等の整備を行 う。	町 人 推 協 生涯学習・人権推進課 図 書 館	

第3節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【施策の方向と内容】

1. 事業主及び事業所の人権啓発推進員を中心とした、公平・公正な就職の機会均等の確保に向け
た事業所内の取り組みを積極的に推進します。
2. 各種大会、研修会などにも積極的に参加し、人権問題に係る研修を深め、働きやすく、明るい
職場づくりに努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
事業所部会の取り組み の充実	事業所内研修の充実、啓発資料配布、各種研 修会等への参加を促す。	産 業 振 興 課 事 業 所	
公正採用の促進	公正な採用を図るため統一応募用紙の使用 による採用の徹底を図る。	産 業 振 興 課 事 業 所	

2 就業の促進・安定

【施策の方向と内容】

1. 関係機関との連携により、職業訓練、技能取得等の職業能力開発への推進など指導の充実を図
り、就職の促進に努めます。
2. 就職時における履歴書を統一様式にするなど関係機関と連携しながら改善に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
事業所部会の取り組みの充実	同和地区住民の採用に対する理解と促進活動の充実を図る。	産 業 振 興 課 事 業 所 生涯学習・人権推進課	
雇用促進奨励金	町内の事業所が町内在住者を新たに正規の常用労働者として6月以上継続して雇用した場合、新規雇用者1人あたり20万円（新卒者は30万円）の奨励金を交付する。	産 業 振 興 課	

第4節 産業の振興

1 中小事業所の育成

【施策の方向と内容】

1. 中小事業所勤務者の生活安定を図るため、各種共済制度等の加入促進を図り、労働者福祉の向上に努めます。
2. 事業所の経営安定のため、各種金融対策の活用などにより企業経営の支援に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
中小企業小口融資	常時使用する従業員が20人（商業、サービス業5人）以下の中小企業者に対し、長期・低利の融資を行い、その振興を図る。	産 業 振 興 課	
中小企業小口融資利子補給	中小企業小口融資を借り入れた事業者の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付する。	産 業 振 興 課	
マル経融資利子補給	マル経融資を借り入れた事業者の負担軽減を図るため、利子補給補助金を交付する。	産 業 振 興 課	

第5節 社会福祉の増進

1 文化会館の取り組み

【施策の方向と内容】

1. 文化会館は、同和問題の速やかな解決に資する役割を担うとともに、周辺地域も含めたコミュニティセンターとして、地域福祉のネットワークづくり、共に生きる地域社会の実現、福祉と人権のまちづくりの拠点となるようその機能の一層の充実に努めます。
2. 地域における生活改善を進め、経済的基盤確立への啓発に努めるとともに、具体的な課題解決に向けて行政施策の効率的な推進に努めます。
3. 文化会館、児童館における地区住民の学習活動や文化活動の機会の充実に努めるとともに、社

会参加能力の開発を促進し、自立意欲の高揚と生活文化の向上を図ります。

4. 文化会館、児童館における子ども会活動や学習会などの活動を通して、自らの社会的立場の自覚を深め、解放への力の育成に向けて努力します。
5. 地域の歴史や文化の伝承をはじめ、差別との闘いや人間らしく生き抜いてきた人たちの生きざまなどを伝える学習活動を通して、子どもたちの解放への意欲を喚起するとともに、高齢者の生きがい対策の充実に努めます。
6. 住民の課題解決のための相談活動の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
各種学習活動の援助	解放講座、各種学級、地区進出学習会に対する助言・指導を行う。	文 化 会 館 生涯学習・人権推進課	
部落解放文化祭	部落解放文化祭を開催し、文化活動、地区進出学習会の成果発表、バザー等を行う。	文 化 会 館 生涯学習・人権推進課	
諸団体活動の支援	各種団体、文化グループ等に対し活動支援を行う。	文 化 会 館 生涯学習・人権推進課	
各種大会等参加補助	住民の研修機会と指導者養成のため各種大会等参加に対し補助する。	文 化 会 館 生涯学習・人権推進課	
相談事業	相談内容に応じて専門関係機関の紹介等を行う。	文 化 会 館	
学習機会や生活を高める情報の提供	文化会館だより、児童館だよりを定期発行する。	文 化 会 館 児 童 館	
解放講座、各種学級の開催	部落問題の理解や生活文化の向上を図るための学習機会を提供する。	文 化 会 館	

※本人通知制度…町に住民登録や本籍のある方が事前に登録しておけば、その方の住民票の写しなどを代理人又は第三者に交付したときに、その事実を登録者本人にお知らせする制度です。制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待できます。

第2章 男女共同参画社会の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 「湯梨浜町男女共同参画条例」、「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。
2. 湯梨浜町男女共同参画行政推進会議を設置し、庁舎内における課題や問題意識等の共有を図り、問題解決に向けて横断的に取り組みます。
3. 職員研修の充実を図り、男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野での男女共同参画社会実現に向けた意識の高揚と指導力の向上に努めます。
4. セクシュアル・ハラスメント※（以下、セクハラ）に関する研修の場を設けるとともに、被害者が訴えやすい相談体制と活動の充実に努めるとともに、地域や職場での差別的な扱いを放置しないよう指導体制の確立に努めます。
5. 性や暴力表現を扱ったマスメディアから青少年を守る対策の推進、あるいはマスメディアの自主的な規制を求める要請行動などを検討します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
男女共同参画の推進	男女共同参画社会の実現に向けて「第3次ゆりはま男女共同参画プラン」に基づきながら、啓発活動や学習会の開催など、様々な施策を推進します。	企 画 課	
行政推進会議	庁舎内において、男女共同参画に関する課題や問題意識の共有を図り、解決に向けた横断的な取り組みを行います。	全 課	
学習活動の推進	セクハラを含め、男女共同参画に関する職場研修の場を設け、意識の高揚を図る。	企 画 課 小 中 学 校	
俗悪図書等の排除	青少年健全育成のため販売店に協力要請する。	青少年育成町民会議	

第2節 教育・啓発の推進

1 女性問題の啓発

【施策の方向と内容】

男女共同参画の実現に向けた教育や施策を推進し、関係する情報の収集と資料提供を行いながら、啓発活動を推進します。また、女性リーダーの育成や人材の確保に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
広報活動の推進	町広報紙・ホームページ・ＴＣＣ等を活用した広報と併せて街頭啓発等を実施し、男女共同参画についての周知と啓発を行う。	企 画 課	
学習活動の推進	年１回、町男女共同参画推進会議との共催によるフォーラムを開催し、町民の意識高揚を図るとともに、県男女共同参画センター主催の出前講座など、理解を深めるための事業の周知を図る。 また、インターネット（携帯電話を含む）など、性や暴力的表現を扱った情報から青少年を守るための保護者を対象とした講演を行う。	企 画 課 中 学 校	
男女共同参画に関する意識調査	男女共同参画意識の把握と施策への反映のため、意識調査を実施する。	企 画 課	

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

(1) 男女共同参画の視点に立った就学前教育の推進

【施策の方向と内容】

互いを尊重し合い、支え合い励まし合う仲間づくりを推進するとともに、女性も男性も一緒に子育ての責任を担うという視点に立ち、保護者会などを通じて意識変革を目指す啓発活動を積極的に推進します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
共に育つ仲間づくりの推進	男女の違いを認め合い、理解し合う男女共同参画の視点に立った保育の充実を図る。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	
保護者研修の充実	公開保育、行事、研修会、便り等を通して啓発を行う。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	
学習活動の推進	認定こども園、保育所の保護者を対象に「男女共同参画と子育て」「 <u>ワーク・ライフ・バランス※</u> 」などをテーマに研修会を開催し意識の高揚に努める。	保 育 所 認 定 こ ど も 園 企 画 課	

(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

【施策の方向と内容】

1. 学校の教育活動の中で、性の理解と人権を尊重する教育の充実を図ります。男女の精神的、身体的な違いを正しく理解し、それぞれの特性に応じた役割や互いの命の大切さを認識することで、個性のある人間として尊重し合い、行動することのできる児童・生徒の育成に努めます。
2. 男女共同参画社会の実現に向けて、教職員自らがその責務を自覚し、具体的実践を通して資質と指導力の向上に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
P T A研修会	保護者への啓発	小・中 学 校	
性教育の推進	男女共生の理解を促進するため、性について正しい知識と理解を深め、互いに尊重し合う子どもを育成する。	小・中 学 校	
学習活動の推進	小・中学校の保護者を対象に「男女共同参画と子育て」「ワーク・ライフ・バランス」などをテーマに研修会を開催し、意識の高揚に努める。	小・中 学 校 企 画 課	

3 社会教育における取り組みの推進

(1) 社会教育における男女共同参画の視点に立った学習の充実

【施策の方向と内容】

1. 各分野における男女共同参画に向けた取り組みの進捗状況など、男女共同参画の推進に必要な情報を積極的に収集するとともに、その提供に努めます。
2. 男女共同参画に対する住民意識を高め、さらに理解を深めるための啓発・広報活動を推進するとともに、学習機会の提供に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
女性団体の活動支援	女性団体連絡協議会の組織・活動強化のための支援を行う。	生涯学習・人権推進課	
フォーラム・研修会等の実施	町男女共同参画推進会議と連携を取り、町民全体の男女共同参画に対する意識向上を図るためフォーラムや研修会を実施する。	町男女共同参画推進会議 企 画 課	
ゆりはま家族の日	11月第3金曜日を「ゆりはま家族の日」、その週を「家族の週間」と定め、家族の絆を深める運動を展開しながら、男女共同参画の啓発に努める。	企 画 課 生涯学習・人権推進課	(新規)

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【施策の方向と内容】

- あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、各種委員会や審議会等への女性の登用について数値目標を掲げるなど、積極的に取り組みを推進します。
- 今日の選択的夫婦別姓の議論を踏まえながら、性別によって偏りのある制度や慣行の見直しを図り、その改善のための啓発活動を推進します。
- 地区での活動、PTA・子ども会活動、女性団体の活動、防災、防犯、災害復旧活動など様々なボランティア活動などへの女性の参画促進に努めます。
- 各種女性団体・グループの育成と支援を図り、幅広く女性の地域・社会活動への参画を促進します。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
各種委員会等の構成委員の見直し	町の附属機関・委員会等の委員構成は、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の3を下回らないようにする。 (住民参画推進のために湯梨浜町附属機関等の委員構成の基準等を定める条例)	関係課	
ルックチルドレン 青色防犯パトロール	登下校時の子どもたちを、交通事故、不審者から守る見守り活動(ボランティア活動)を行う。	小学校 総務課 教育総務課	

2 社会的地位の向上

【施策の方向と内容】

- 地域や職場、家庭などにおける社会通念や慣行・制度の見直しと、その改善を図りながら、各種学習会・研修会で男性を含めた意識の改革を推進します。
- 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った行政・事業所の雇用管理の促進、女性の職域拡大、管理職への登用促進について啓発します。
- 公民館など女性活動を支援する拠点施設との連携を図りながら、女性リーダーの養成を積極的に推進します。
- 関係機関との連携を深め、各種委員などへの女性の積極的な登用を図るなど、女性の地位向上、問題解決のための環境整備に取り組みます。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
成人教育講座の開催	成人教育講座を開催し、女性の学習活動の支援を行う。	町中央公民館	

人 材 の 育 成	県及び県男女共同参画センターが行う研修会など、女性団体等に女性リーダー養成のための研修会へ積極的な参加を促す。	企 画 課 関 係 課	
-----------	---	----------------	--

第4節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【施策の方向と内容】

女性が職場で十分能力を発揮し、確かな地位が得られるよう、関係機関と連携しながら、男女雇用機会均等法やその他関連制度の周知・啓発を行います。また、職場内研修などの教育を通して、しっかりとした職業観の確立に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
男女雇用機会均等法の理解の徹底	雇用者に対する理解の徹底を図る。	産 業 振 興 課 (鳥 取 県)	
鳥取県男女共同参画推進企業認定への働きかけ	鳥取県男女共同参画推進企業の認定に向けた取り組みを行い、町内事業所等における男女共同参画の推進を図る。	企 画 課	
研修会等の実施	町内事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた研修会等を実施し、男女共同参画について理解の促進を図る。	企 画 課	
県男女共同参画センターの活用	県男女共同参画センター主催の講座や研修会など、職場での男女共同参画に対する理解を深めるための事業の周知を図る。	企 画 課	

2 就業の促進・安定

【施策の方向と内容】

男女雇用機会均等法やその他関連制度の周知に努め、学校教育を通じた専門的な知識や技能の習得、町民の男女共同参画に関する理解を深めるための啓発に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
男女雇用機会均等法や関連制度の理解	広報紙等により啓発を行う。	企 画 課	
広報活動の推進	町広報紙・ホームページ・TCC等を活用し、男女共同参画について周知と啓発を行うとともに、県等が主催する女性のための	企 画 課	

	キャリアアップ研修等についても紹介していく。		
--	------------------------	--	--

第5節 社会福祉の増進

1 子育て支援と健康保持

【施策の方向と内容】

1. 子育て支援のため保育所、認定こども園等を中心としたネットワークの整備と、放課後児童対策の充実を図り、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。
2. 女性も男性も安心して子育てができ、仕事との両立のために必要な育児休業制度、介護休業制度の利用促進に努め、男性の育児や介護への意識改善を図り、育児や介護教室等への積極的な参加促進に努めます。また、子ども・子育て支援事業計画の推進に努めます。
3. 職業の安定支援の観点から、近年増加傾向にあるひとり親家庭の支援に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
子ども・子育て支援事業計画推進	教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、策定した計画に沿って事業実施する。	子育て支援課	
保育料の軽減措置	子育て支援に対する保育料の軽減を行う。	子育て支援課	
預かり保育・延長保育	共働き家庭等の子育てを支援するため保育時間を延長する。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	
家族の介護教室	家庭で高齢者の介護をしている方、これから介護をする予定の方、介護に関心のある方を対象に、誰でもできる・らくらく楽しい介護方法を体験する。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会	
小児乳幼児医療費の助成（特別医療費助成制度）	子育て家庭の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう高校卒業までの子どもの医療費を助成する。	健 康 推 進 課	
ひとり親家庭医療費の助成（特別医療費助成制度）	ひとり親家庭の高校卒業までの子どもと、その子どもを養育している父または母等の医療費を助成する。	健 康 推 進 課	

※セクシュアル・ハラスメント……相手の意に反した、性的な言動を行い、不快感や不安感を与えたりそれに対する対応によって不利益を与えたりすること。またはそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させること。

※ワーク・ライフ・バランス……仕事と生活の調和のこと。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活など、様々な活動について、自分が希望するバランスで進めることができる状態を言います。仕事と生活の調和が取れた社会が実現することで、多様な生き方が選択でき、活力ある社会が形成されと考えられています。

第3章 障がいのある人の自立と社会参画の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【施策の方向と内容】

様々な障がいのある人の実態把握に努め、生活などに深く関わる個人のプライバシーを保護する条件整備を進めるとともに、障がいに応じた情報の提供に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
申請書・添付書類等様式の見直し	不必要な個人情報等の記載欄の有無の見直しを行う。	全 課	

2 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 専門的な知識や資格、技術を持つ職員の充実と資質の向上に努め、障がいのある人への生活相談と支援体制の充実に努めます。
2. 福祉施設に入所している様々な障がいのある人の生活実態の把握に努めるとともに、人権尊重の視点に立ち安心した生活ができるよう条件整備に努めます。
3. 障がいに対する誤った意識に対し、本人及び家族の人権が保障される環境の整備や、町民への啓発活動に努め、人権擁護や周囲の人達の理解を深める交流活動にも努めます。
4. 障がいのある人の自立を支援するため、障がいに応じた情報の提供や機器の助成に努めるとともに、同じ障がいのある者同士助け合い心が解放されていくような自助グループの育成に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
乳幼児健診等	異常の早期発見、健康保持・増進のため、6ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児、5歳児健診、1歳児すくすく相談、2歳児すこやか相談・歯科健診、2歳6ヶ月児歯科健診を実施する。	子育て支援課	
乳幼児健康教室等	離乳食講習会、両親学級、赤ちゃん登校日、むし歯予防教室等の実施。	子育て支援課	
生活習慣病予防対策の推進	検診・健康管理に関する啓発を行う。	健康推進課	
愛の輪協力員の設置	日ごろの安否確認、災害時や緊急時の援助のため愛の輪協力員を設置する。	社会福祉協議会	
保健福祉職員の研修	資質向上を目指す研修会の充実を図る。	総合福祉課 社会福祉協議会	

相談員の設置	相談員を設置し、障がいに関する指導・助言を行う。	総 合 福 祉 課	
心のバリアフリー推進	障がいのある人や社会的に弱い立場にある人に対する差別や偏見等を解消するため、人権学習や懇談会を通して「心のバリアフリー※推進」への意識啓発を進める。	総 合 福 祉 課	
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進	判断能力が不十分な人が、地域の中で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。	総 合 福 祉 課 社会福祉協議会	
障がい者相談員の設置と資質向上	障がい者相談員を設置し、日常生活上で困ったことなどの解決や必要な援助を行う。また、地域の民生委員が身近な相談員としての的確に対応するための研修を実施する。	総 合 福 祉 課	
障がい者団体との意見交換会	障がい者団体グループ等との定期的な情報交換によって、ニーズの把握と福祉サービスについての情報提供を行うとともに、団体の育成を図る。	総 合 福 祉 課	
福祉施設との情報交換	施設利用者の実情を把握し、施設内での人権が守られているか、環境整備は十分か等、利用者にとって適切なサービス提供を促進する。	総 合 福 祉 課	

第2節 教育・啓発の推進

1 障がいのある人の問題の人権啓発

【施策の方向と内容】

障がいのある人のニーズの把握に努めるとともに、ケーブルテレビ、広報紙等を有効かつ効果的に活用し、町民みんなが参加しやすい研修会等を実施しながら町民の啓発活動の推進に努め、障がいのある人やその家族が安心して相談できる支援体制の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
社会福祉大会	講演会・資料展示等により啓発する	社会福祉協議会	

障がい福祉増進のための啓発活動の実施 (心のバリアフリー化推進)	障がい者福祉施策の周知啓発を行うとともに、障がい者団体との意見交換会等の開催、障がい福祉交流会等を開催する。また、虐待防止のためのネットワーク整備を図るとともに町内における耳マーク※の利用及び普及を促進する。	総合福祉課	
-------------------------------------	--	-------	--

2 就学前・学校教育における取り組みの推進

(1) 就学前教育における特別支援の推進

【施策の方向と内容】

1. 障がいのある乳幼児も、周囲の子どもたちと同じ集団で過ごし、仲間として様々な経験を共有できるよう、保育内容の工夫、教材また教具の整備充実に努め、乳幼児の個性と能力の全面発達を保障し、保護者の子育て支援と教育相談活動を推進するための加配保育士等の設置に努めます。
2. 障がい児保育について研修を充実し、専門的な知識と指導力を持った保育者の育成を図るとともに、障がいのある乳幼児や保護者の思いを十分に受け止め、関係機関との連携を深めながら保育に努めます。
3. 障がいのある乳幼児とその家族及び周囲を取り巻く乳幼児や地域住民との交流機会を設けるとともに、保護者相互の交流促進に努めます。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
障がい児保育の加配 保育士・加配教諭の配置	障がい児と保護者の教育相談を行う。 障がい児に対する支援並びに個に応じた指導を行う。	保育所 認定こども園 子育て支援課	
福祉教育の推進	福祉の心を育てる教育の充実に努める。 福祉施設の見学を通じ、高齢者や障がいのある人への理解を深める。	保育所 認定こども園 社会福祉協議会	

(2) 学校教育における特別支援教育の推進

【施策の方向と内容】

1. 特別支援を要する児童・生徒の個々の課題を明確にし、系統的なきめ細かな指導や「個」に応じた一人一人を生かす教育推進のための教育環境づくりに努め、特別支援の指導内容及び能力・適性に応じた指導を充実させるため、指導内容・方法の工夫改善、教材教具の整備に努めます。
2. 児童・生徒が自ら差別の解消に取り組む意欲や態度を育成するため、生活の中にある障がい者差別の問題などを教材化するなど指導内容の充実に努め、特別支援教育の担当教員の専門性と個別指導の力量を高め指導力の向上に努めます。

3. 特別支援を要する児童・生徒の保護者の不安や悩みの解消を図るため、児童・生徒の発達などについて正確な情報を提供し、家庭での教育について早期の教育相談体制の充実に努めます。
4. 特別支援を要する児童・生徒との交流活動、交流学习を積極的に進めるとともに、地域住民との交流など、幅広い交流を通して、障がいに対する理解や好ましい人間関係を築くよう努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
交流教育・交流活動の推進	特別支援学校等関係施設訪問による交流学习を推進する。	小・中 学 校	
教育方法、内容の充実	特別支援を要する児童・生徒の能力適性を伸ばす教育指導を充実する。	小・中 学 校	
就学指導の充実	児童・生徒の適正な就学の指導を行う。	小・中 学 校 教 育 総 務 課	
児童・生徒支援職員の配置	特別支援を要する児童・生徒に対する支援並びに個に応じた指導を行う。	教 育 総 務 課	

3 社会教育における取り組みの推進

(1) 社会教育における教育・啓発の推進

【施策の方向と内容】

1. 行政をはじめ、生涯学習関連施設が、学習機会や情報の提供、学習プログラムの開発、指導者育成などの学習機能の充実に努めるとともに、住民生活に直結した学習や啓発活動を行います。
2. 生涯学習関連施設をはじめ、関係機関、団体等との連携を深めながら学習機会の提供、情報の提供、啓発活動、人材の育成などの推進活動の充実に努め、生涯学習を推進する上で「いつでも、どこでも、だれでも」という生涯学習の観点から、すべての人々に学習する機会を保障するとともに、指導者としての資質と指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
3. 障がいのある人の学習要求の把握に努めるとともに、学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
学習に参加しやすい体制づくりの検討	障がいのある人が学習に参加しやすい体制づくりについて検討する。	生涯学習・人権推進課 関 係 課	

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【施策の方向と内容】

各種関係機関・団体等と連携を図りながら、障がいのある人との交流活動やボランティア活動の

充実を図り、障がいのある人に対する正しい理解を深め、福祉のまちづくりに努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
障がい者スポーツ、文化活動の振興	各種スポーツ・文化活動を支援する。	社会福祉協議会 生涯学習・人権推進課	
児童・生徒のボランティア活動の推進	福祉体験学習などを通してボランティア活動の機会を提供し、理解を深める	社会福祉協議会	
福祉のまちづくり事業	地域交流基盤を整備する。	社会福祉協議会	
社会活動の支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援のための事業を実施する。 ・手話通訳と要約筆記派遣 ・ <u>F T T H</u> ※活用等、情報伝達手段の充実 ・点字や声の広報発行 ・スポーツ活動やレクリエーション活動参加の促進 ・ガイドヘルパー派遣による移動支援等	総 合 福 祉 課	
自動車免許取得費の助成	積極的に社会参加できるよう、自動車免許取得経費 10 万円限度で助成する。	総 合 福 祉 課	
自動車改造費の助成	障がいのある人の自動車操行装置等の改造経費 20 万円を限度で助成する。	総 合 福 祉 課	
総合的な学習	障がいがある方の正しい理解のため、福祉施設等を訪問し、交流を深める。	小 ・ 中 学 校 社会福祉協議会	
障がい者団体及び育成団体の支援	身体障害者福祉協会及び三幸会への活動費助成、活動支援を行う。	社会福祉協議会	

第4節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【施策の方向と内容】

1. 事業所に対して、求職者の適性と能力を基本とする公正な選考・採用の啓発に努めます。
2. 障がいのある人が安心して働けるよう、事業主への援護制度等の活用の啓発に努め、障がいのある人の立場に立った職場の環境整備の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
雇用の啓発	障がいのある人の特性に応じた相談体制の充実を図る。	総 合 福 祉 課 企 画 課	

雇用の促進普及啓発	ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターくらよし等とともに、事業主への障がいのある人の雇用促進を働きかける。(障がいのある人への正しい理解と認識)	総 合 福 祉 課	
-----------	---	-----------	--

2 就業の促進・安定

【施策の方向と内容】

働く意欲のある人の雇用の促進と、事業所に対して障がいのある人の雇用の理解を深め、生きがいのある、働きやすい職場の環境づくりに努めます。また、関係機関と連携し、障がいのある人の雇用と職種の創出に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
障がい者地域活動支援センターの運営	障がいのある人の自立と地域交流を目的に支援する。	社会福祉協議会	
作業所通所に係る交通費の助成	身体障がい・知的障がい及び精神障がいのある人の作業所や訓練所等に対し通所に係る交通費を助成する。	総 合 福 祉 課	
生活福祉資金の貸付	生活福祉資金貸付制度の活用を図る。	社会福祉協議会	
公的機関での雇用拡大	公的機関で、積極的に障がいのある人の就労を促進するとともに、行政関連業務の委託による雇用促進を図る。	総 合 福 祉 課	
	役場における法定雇用率の遵守	総 務 課	

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【施策の方向と内容】

1. 障がいのある人の立場に立った相談体制の充実のため、関係機関との連携を強め、きめ細かな相談活動の充実に努めます。
2. ホームヘルパーの派遣や在宅福祉サービスの充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
身体障がい者医療費助成制度	中度の障がいのある人の医療費の一部を助成する。	総 合 福 祉 課	
補装具及び日常生活用具の給付	在宅重度身体障がいのある人の補装具等購入に対する給付を行う。	総 合 福 祉 課	
特別医療費助成制度	重度障がいのある人の医療費の一部を助成	健 康 推 進 課	

	する。		
精神障がい者通院交通費助成	精神障がいのある人の通院に係る交通費を助成する（月１回まで）	総 合 福 祉 課	
施設サービスの充実	適切な施設の入所措置等に対するサービスの充実を図る。	総 合 福 祉 課	
訪問指導	在宅の障がいのある人を訪問し相談指導を行う。	総 合 福 祉 課	
自動車改造助成事業	自動車改造費の一部を助成する。	総 合 福 祉 課	
相談体制の充実	身近な相談窓口として、地域の民生委員等が日常生活上の相談支援にあたる。	総 合 福 祉 課	
ネットワーク構築	障がいのある人を地域で見守り支え合える体制を整備する。 ・地域住民、社会福祉協議会の愛の輪協力員や保健福祉会、民生委員等による見守りのネットワークを構築。	総 合 福 祉 課 社会福祉協議会	
在宅サービスの充実	地域の中で暮らせるための福祉サービスを充実する。障がいのある人や家族が、利用しやすい在宅福祉サービス体制を図る。 ・サービス内容の周知啓発 ・障がいのある人のニーズ把握 ・医療との連携充実 ・生活安定のための年金・手当等の受給漏れをふせぐ。	総 合 福 祉 課	
障がい者インフルエンザ予防接種費の助成	重症化と蔓延を防ぐため、７～６４歳の重度障がいのある人に対して、予防接種費用を助成する。	総 合 福 祉 課	

第６節 生活環境の改善

１ 住環境の改善

【施策の方向と内容】

- 障がいのある人の現状把握に努めるとともに、それらの人の視点に立った環境整備のあり方について、調査研究に努め、道路、歩道、交通施設など公共施設の改善や障がいのある人の災害に備えた地域の防災ネットワークの確立に努めます。
- 障がいのある人のための住宅整備資金貸付金制度などの充実と周知に努め、日常生活向上への支援に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
町道整備事業	町道の改良、修繕、歩道設置などの工事を交付金事業などで行う。	建 設 水 道 課	
福祉のまちづくり計画策定	すべての人が安心して暮らせるための環境整備に向けた計画の策定・公共施設や公園、周辺道路等のユニバーサルデザイン※化とバリアフリー化を推進する。	全 課 社会福祉協議会	
障がい者住宅整備貸付制度	住み慣れた地域・家庭で生活できる住宅整備のための貸付を行う。	総 合 福 祉 課	
障がい者住宅改良事業費補助	障がいのある人が暮らしやすい住宅の整備を図り、在宅福祉施策として住宅整備のための改良費を補助する。	総 合 福 祉 課	
福祉用具の給付・貸与	日常生活用具の給付事業及び福祉用具の貸し出しを行う。	総 合 福 祉 課 社会福祉協議会	
災害時救助対応	災害時における福祉避難所等の確保を図り、障がいのある人が安心して避難できる体制整備と、充実を図る。	総 合 福 祉 課 総 務 課	

※バリアフリー……障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

※耳マーク……聴覚障がい（難聴者、中途失聴者、ろう者）のある方々が、「聞こえない・聞こえにくい」ということを伝えるためのものです。聴覚障がい者のシンボルマークとして、聴覚障がい者の社会参加の促進を目指して（社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が全国で「耳マーク」の普及に努めています。

※F T T H…湯梨浜町情報基盤（ネットワーク）整備のこと。（Fiber To The Home）光ファイバーを各家庭に敷設するシステムにより住民サービスを行うものです。

※ユニバーサルデザイン……すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインすること。

第4章 子どもの成長を育む人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【施策の方向と内容】

心に悩みを持つ子どもたちに対応するため、学校関係者、民生児童委員、カウンセラーなど専門機関相互と連携を深め、プライバシーの保護に十分配慮しながら問題の解決に当たり、子どもたちをみんなで温かく見守っていくよう家庭や地域社会の理解を深める啓発活動の推進に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
啓発活動の推進	子どもの人権に関わる理解を深めるため、町報等を利用した啓発に努める。	子育て支援課 教育総務課	

2 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 子どもの生活態度、要求などについて、大人や社会が人権問題とからめ、どういう姿勢で臨めばいいのか、社会教育の場で啓発活動を推進します。
2. 出会い系サイトなど青少年を取り巻く環境問題を改善するため、関係団体との連携を深めるとともに、「命とモラルの大切さ」を子どもたちや地域社会に啓発していきます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
放課後子ども総合プラン推進事業	小学生の放課後における過ごしの際の提供、活動支援を行う。	子育て支援課 教育総務課	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭や寡婦の方の経済的自立を助長するための貸付を行う。	総合福祉課	
ひとり親家庭助成事業	小・中学校入学支度金の支給	総合福祉課	
日常生活支援事業	母子家庭等の日常生活に支障がある場合の家庭生活支援員派遣	総合福祉課	
青少年育成研修会	保護者を対象に講演会、啓発物発行	青少年育成町民会議	
人権保育推進事業	保育所・認定こども園の人権保育計画に基づき、共に育つ仲間づくりを実践するため、家庭・地域・学校・関係機関と連携して親子のふれあい、保護者研修会、地域事業への参加を実施する。	保 育 所 認 定 こ ど も 園	

ゆりはますこやかライン	虐待・DVの通報、子育て相談のために、24時間対応できる専用回線を設置。支援が必要なケースに迅速な対応を行う。	子育て支援課	
赤ちゃん登校日	まわりの人たちの愛情によって人は成長すること、並びに命の尊さについて学習する。	小 学 校 子育て支援課	

3 いじめ・不登校の解消

【施策の方向と内容】

1. 教職員のいじめ解決のための実践的な研修を深めるとともに、現実にある問題の情報を保護者、地域に提供し、子どもの人権に関わる問題を、大人一人一人の課題として、受け止められるよう研修会などを開催し、保護者・教職員の資質向上を図ります。
2. 「学校いじめ防止基本方針」の見直し・改善を求めつつ、組織的、計画的にいじめ問題に取り組む環境を整備します。
3. 不登校対策委員会などにおいて、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒の生活実態をはじめとする情報交換を行い、いじめ・不登校問題の解決に努めます。
4. 実効性のある指導体制の確立を図り、児童・生徒の立場に立った差別やいじめを許さない学校運営に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
不登校対策委員会	問題解決のための具体策を検討する。	小・中 学 校	
いじめ・不登校未然防止活動	家庭訪問等家庭との連絡・充実を図る。 教育相談員等を配置し有効に活用する。	小・中 学 校	
関係機関との連携	児童相談所・子ども支援センター等と連携を強化し適切な支援につなげていく。	小・中 学 校	

第2節 社会福祉の増進

1 子育て支援と健康保持

【施策の方向と内容】

1. 幼いときから地域社会にとけこむよう、地域でのイベント、まつり、ボランティア活動などへの積極的参加の促進と保育サービスの充実を図り、高齢者などとの交流を通して、尊敬の心を育むとともに、あいさつのできる子どもの育成に努めます。
2. いじめ・不登校に対する、保護者の基本認識を深め、家庭教育の重要性を再認識するための情報提供、啓発活動の充実を図り、安らぎのある家庭づくりに努めます。
3. 児童・生徒の憩いの場としての公園やスポーツを楽しめる運動公園などの整備を図り、学校・保育所等の校庭・園庭の開放により遊び場の確保に努め、安心して子どもを育てることのできる環境の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
公園等の設備充実	児童公園等の整備	関 係 課	
青少年育成事業	「少年を守る店」指定活動、「青少年を非行から守る全国強調月間」啓発活動等	青少年育成町民会議	
両親学級	妊娠中の生活指導・育児学習指導	子育て支援課	
乳児相談（6ヶ月児）	集団・個別相談の実施	子育て支援課	
2歳児すこやか相談	児童相談所心理判定員集団指導等	子育て支援課	
離乳食講習会	離乳食の指導	子育て支援課	
乳幼児健康診断	6ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児健康診査	子育て支援課	
歯科健診	2歳児・2歳6ヶ月児健診	子育て支援課	
予防接種	各種予防接種 小学校1年生～中学校3年生までの児童生徒に対して、インフルエンザ予防接種費用を助成する。	子育て支援課 健康推進課	
こども園等における子育て支援事業	子育て相談及び <u>オープンデー※</u> により施設の提供を行う。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に必要な資金の貸付	総合福祉課	
ひとり親家庭助成事業	小中学校入学支度金	総合福祉課	
日常生活支援事業	母子家庭等の日常生活に支障がある場合、家庭生活支援員の派遣を行う。	総合福祉課	
こども園施設整備	健全な保育・幼児教育サービスを提供できるよう環境整備を図る。	子育て支援課	
学校施設設備の整備	学校・地域からの要望等による設備の整備については、十分に協議・検討した上で整備を行う。	教育総務課	
給食センター設備の改善	新中学校と並行して建設し、完成後は安心・安全な給食が提供できるよう運営する。	教育総務課	

※オープンデー……保育所、認定こども園を毎月1日未入所（園）児及び保護者（事業によっては地域の住民）に開放し交流しています。

第5章 高齢者の自立と尊厳を守る人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 関係者の資質向上を図るための研修や、住民の学習機会の充実に努めます。
2. 在宅と施設の均衡ある介護・福祉サービスの整備と、生きがいつくりのため、高齢者クラブ、シルバー人材センターの活動支援を行い参加促進に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
ボランティアの育成	ボランティアセンターとの連携と活動を支援する。	社会福祉協議会	
啓発、広報活動	広報紙の発行、ホームページ、小地域福祉座談会の実施。	社会福祉協議会 他	
一人暮らしの高齢者見 守り活動	愛の輪協力員、民生児童委員による活動	社会福祉協議会	
福祉体験学習	福祉体験を通して意識の高揚を図る。	社会福祉協議会	
シルバー人材センタ ーの支援	高齢者の生きがい活動・就労支援の場となるシルバー人材センターが、活発な活動展開できるよう支援を行う。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援 センター)	
認知症家族のつどい	認知症に関する研修と家族同士の情報交換をしながら互いに支え合っていく。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援 センター)	第4水曜
認知症サポーター養 成講座	認知症について正しく理解するとともに、認知症高齢者やその家族に対する理解を深める。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援 センター)	
日常生活自立支援事 業（権利擁護事業）	判断能力が不十分な人が、地域の中で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進する。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援 センター) 社会福祉協議会	

第2節 教育・啓発の推進

1 就学前・学校教育における取り組みの推進

(1) 就学前教育における敬老の心を育てる保育・教育の推進

【施策の方向と内容】

1. 高齢者との交流事業（招待行事・共通体験行事・訪問的行事）の充実と地域における各種行事への参加促進に努めます。

2. 家庭、学校、地域、関係機関などとの連携を図りながら、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
3. 保育関係者の資質の向上を図るための研修の充実及び保護者の学習機会の充実に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
地域活動事業	高齢者との交流活動等を通して敬老の心を育む。	保 育 所 認 定 こ ど も 園 社会福祉協議会	

(2) 学校教育における敬老の心を育てる教育の推進

【施策の方向と内容】

1. 福祉教育の視点で実践している各活動の見直しを図りながら、さらにその活動の充実に努めます。
2. 社会福祉施設等の訪問交流活動、体験活動を積極的に推進します。
3. 学校教育活動を通して、福祉に対する関心を高め、地域の社会福祉活動への参加促進に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
福祉教育の実践	福祉施設の訪問交流や疑似体験学習による体験活動内容の充実を図る。福祉教育協力校の設置。	小 ・ 中 学 校 社会福祉協議会	
交流活動	社会福祉施設等に行ったり、学校行事に招待したりしながら交流を深める。	小 学 校	

2 社会教育における取り組みの推進

(1) 社会教育における高齢者教育の推進

【施策の方向と内容】

高齢者が生きがいを持ち、趣味やスポーツを通して主体的に関わっていく姿勢を支援するため、湯梨浜文化大学をはじめとして、各関係機関、団体との連携を図りながら、各種学習機会の提供に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
湯梨浜文化大学	学習機会の提供と高齢者の活動の支援を行う。	中 央 公 民 館	

第3節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【施策の方向と内容】

1. 高齢者の一人及び夫婦のみの世帯の非常時連絡網の整備や近所の声かけにより、安心して暮らせる環境づくりの充実に努めます。
2. 健康のもと食生活であり、栄養指導の充実に努めるとともに、食事サービスの提供に努めます。
3. 行政と医療機関との協力体制を強化し、地域医療体制の充実に努めます。
4. ボランティア団体の育成や情報提供、趣味やレクリエーション活動の促進を図り、人と人とのふれあいを深め、生きがいのもてる社会の実現に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
施設福祉サービス	老人ホーム入所等に関する相談を行う。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター)	
在宅介護支援	在宅介護に関し利用促進、啓発、相談を行う。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会	
ミニデイサービス事業	閉じこもりやうつ傾向のある方を対象に、運動指導や機能訓練、レクリエーション等を行う。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会	委託事業
高齢者筋力向上トレーニング事業	高齢者専用のマシンを活用し、高齢者の動作性及び体力向上を図る。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会	委託事業
温泉トレーニング助成事業	町内の温泉施設で実施される水中トレーニングに参加される方の費用の一部を助成する。	長寿福祉課 (地域包括支援センター)	
老人福祉センターの運営体制の整備	老人の無料開放日を設定する。	社会福祉協議会 長 寿 福 祉 課	
元気力アップ教室	元気な体づくりを目的に運動教室を開催する。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援センター)	
介護予防・健康づくりリーダー (ゆりりんメ)	地域の自主的な介護予防や健康づくり活動の指導や支援を行うリーダーを養成する。	長 寿 福 祉 課 (地域包括支援)	

イト) 養成		セ ン タ ー)	
食事サービス	各地区ボランティアによる一人暮らしの高齢者等への食事サービスを行う。	社会福祉協議会	
いきいきサロン	各区の特色を生かした交流促進を図る。	社会福祉協議会・各区	
生きがい対応型デイサービス	高齢者の憩いの場の提供と交流促進を行う。	社会福祉協議会	
高齢者インフルエンザ予防接種費の助成	重症化と蔓延を防ぐため、65歳以上高齢者に対して、予防接種費用を助成する。	健康推進課	
声掛け、見守り体制の充実	社会福祉協議会の“愛の輪協力員”、保健福祉会、えびす会など、身近な地域の福祉力で高齢者を見守り支え合い、安心して生活できる環境を構築する。	社会福祉協議会	
食の自立支援事業 (まごころ配食サービス事業)	食事作りが困難な一人暮らし高齢者・高齢者世帯に配食サービス(毎日夕食配食)を行い、安否確認も同時に行う。	長寿福祉課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会	補助事業

第4節 生活環境の改善

1 生きがいを育てる環境推進

【施策の方向と内容】

1. 高齢者の社会参画を容易にするため、道路、歩道、各種施設等の安全な歩行空間の確保に努めます。
2. 各種関係機関との連携を図りながら、高齢者の学習機会の提供に努めるとともに、健康維持増進、安全教育の充実に努めます。
3. 高齢者がより安全に毎日の生活を送ることができる住居を確保するため、各個人の高齢者住宅整備資金貸付金制度等の充実に努めます。
4. 高齢者の一人及び夫婦のみの世帯に対する情報提供の充実や生活必需品斡旋システムの改善に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
町道整備事業	町道の改良、修繕、歩道設置などの工事を交付金事業などで行う。	建設水道課	
福祉のまちづくり計画	住み慣れた地域・家庭で安心して暮らしていけるためのソフト、ハード両面の環境整備を促進する。公共施設や公園、周辺道路等のユニバーサルデザイン※化を進める。	総合福祉課 全 課	

高齢者居住環境整備事業費助成	高齢者の在宅福祉促進のために、住宅の整備（住宅改修等）にかかる費用の助成を行う。	長 寿 福 祉 課 （地域包括支援センター）	
高齢者住宅整備資金貸付事業	住宅整備資金の貸し付け（１０年償還）を行う。	長 寿 福 祉 課 （地域包括支援センター）	
高齢者クラブの活動支援	高齢者の社会参加の母体でもある高齢者クラブ組織に対し、活動費補助を行い、加入促進や活動支援を行う。	社会福祉協議会 長 寿 福 祉 課 （地域包括支援センター）	

※ユニバーサルデザイン…普遍的な、全体の、という「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

第6章 外国人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 在日韓国、朝鮮人をはじめ、外国人に対する偏見と差別の現状を明らかにし、外国の文化・歴史などを正しく学習する機会の提供に努めるとともに、啓発活動の充実に努めます。
2. 職員の資質向上に努め、各関係機関・団体などと連携を図りながら、生活相談などの体制づくりとその啓発に努め、町民一人一人への人権擁護の活動を推進するとともに、安心して生活できるまちづくりに努めます。
3. 町報などの広報紙及び日常生活に必要な各種証明書の案内、諸事業の内容など、外国語での発行を検討するため、国際交流員等の積極的な活用を図ります。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
国際化看板設置	外国語の併記	関 係 課	
相談支援体制の整備	生活支援、子どもの教育等総合的に問題を把握し、適切な支援につなげていく。	総 合 福 祉 課 子 育 て 支 援 課 関 係 課	
生活情報提供の充実	関係団体等が作成したパンフレット等を活用しながら情報提供を行う。 広報紙等の情報提供について、外国語を取り入れられる部分について検討していく。	町 民 課 企 画 課	

第2節 教育・啓発の推進

1 外国人問題の啓発

【施策の方向と内容】

1. 関係機関との連携を図りながら、学習機会の促進に努め、町内在住外国人の生活実態の把握と啓発活動の充実に努めます。
2. 相互理解を深めるため、交流や支援体制の充実に努めます。
3. 外国人が暮らしやすいまちづくりの意識を高め、共生の社会づくりをめざします。
4. 外国人の児童・生徒の教育を保障するため、一人一人の学力や日本語能力の実態に応じた、きめ細かな学習指導等、教育の充実に努めます。また、その児童・生徒の保護者に対し、教育に係る情報提供のあり方について配慮し、個々の家庭に応じた支援に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
J E T プ ロ グ ラ ム ※	学習機会の促進に向け、語学指導等の充実	企 画 課 他	

の活用	を図る。	教 育 総 務 課	
国際交流団体の活用	交流団体の自主活動を支援する。	企 画 課 他	
ハワイ・中国・韓国との交流	小中学生の交流、各分野での交流を図るとともに、ホームステイを推進する。	企 画 課 他	
外国人との交流	留学生等との日常的交流 各分野での交流、ホームステイの推進	企 画 課 他	
外国人等の問題や課題についての啓発	在住外国人や訪日外国人をとりまく現状、課題等についての啓発の推進	生涯学習・人権推進課 企 画 課	
外国人児童・生徒とその保護者に対する支援の充実	児童・生徒一人一人に応じた学習指導を行い、保護者への情報提供のあり方を工夫する。	教 育 総 務 課 小 中 学 校	

2 社会教育における取り組みの推進

【施策の方向と内容】

1. 社会教育関連施設における学習機会の設定、教材、資料の整備充実に努めます。また、研修会などを支援するための人材育成に努めます。
2. 町内在住外国人への学習機会や情報の提供に努め、国際理解を深めるために行政職員等の研修に努めます。
3. 関係機関、各団体との連携を図りながら、交流活動の推進と多文化共生社会づくりの推進に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
国際情報提供	国際交流員などの生の情報を提供する。	企 画 課	
外国語、文化講座・サークル活動の充実	語学研修、多文化研修及びサークル活動への支援を行う。	企 画 課 他	
多文化展等の開催	多文化、国際理解を深める事業等を開催する。	中央公民館他	

第3節 社会参画の推進

1 社会参画の推進

【施策の方向と内容】

外国人との交流機会や各種の学習機会を通して相互理解を深め、地域活性化の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていける社会づくりに努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
在住外国人(外国人)との交流機会の設定	交流会及び国際理解を深める事業を開催する。	企 画 課	

第4節 就労・雇用の促進

1 就業の促進・安定

【施策の方向と内容】

事業所に対し、外国人の適性と能力に応じた雇用を啓発します。また、明るく働きやすい職場づくりを推進します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
雇用の啓発	外国人の適性能力に応じた雇用を促進する。	産 業 振 興 課	

第5節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【施策の方向と内容】

1. 町内在住外国人の実態とニーズの把握に努め、的確な支援と生活基盤の安定に努めます。
2. 将来にわたり安心して生活できるよう、多言語版のパンフレット等を活用するなど、公的医療保険・年金制度等の情報周知に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
国民年金加入の促進	加入への啓発による受給権の確保	健 康 推 進 課	
外国人保護者の子育て支援の充実	母子健康手帳の多言語版の提供	子 育 て 支 援 課	

※JETプログラム…（Japan Exchange and Teaching Programme「語学指導等を行う外国青年招致事業」の略）地域での国際化を推進することを目的に、地域の学校や公民館で国際交流、語学教育の充実を図るための指導、イベントの企画などを行います。

第7章 病気にかかわる人の人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【施策の方向と内容】

1. 医療や福祉の現場などで病気にかかっている人等と接する医療及び保健関係職員に対して、患者の人権とプライバシーの保護について特段に配慮するよう意識啓発に努めます。
2. 病気にかかっている人が、容易に医療機関の情報が得られ、患者自らが希望する医療機関で安心して医療サービスが受けられるよう、医療機関ごとの医療機能の情報公開を進めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
各種申請書・添付書類等の様式見直し	不必要な個人情報等の記載欄の有無を見直し改善する。	全 課	
検診結果等データの保存管理の徹底	厳重な管理のもとに、個人の各種検診結果等の保存保管にあたる。	健 康 推 進 課	

2 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

医療及び保健関係職員の充実と資質の向上に努め、病気にかかっている人等へは、健康な人と接する時以上に言葉遣いや言葉の内容に配慮すべきことを意識します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
保健指導者（保健師・看護師等）の研修実施	常に最新情報を入手し専門職としての資質向上を図りながら、町民の保健指導等に生かしていく。	健 康 推 進 課 関 係 課	

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

【施策の方向と内容】

1. 病気にかかっている人に対する偏見や差別の解消を図るため、病気に対する正しい知識と理解を求める啓発活動を行います。
2. 12月1日の世界エイズデーを中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を行います。
3. ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、広報紙やCATV等を利用した啓発活動を行います。
4. 病気にかかっている人等は不安定な心理状態に陥りがちで、無配慮な一言が人権侵害を生じかねないため、医療や福祉の現場で言葉の暴力が起きないように意識啓発に努めます。

5. 最近では患者側の人権を重視し、医療及び保健関係職員と患者や家族との話し合いを十分に
行い、場合によっては主治医以外の医師から現在の診断や治療についての意見（セカンドオピ
ニオン※）を踏まえ、患者や家族が、病気や治療方法など正しく理解したうえで、信頼関係に
基づき納得した医療が提供される「納得医療」（インフォームドコンセント※）が推進されてい
ます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
疾病の正しい理解認 識を啓発する	疾病の正しい知識を啓発し、疾病に対する 差別や偏見の発生を防ぐ。また、患者であ る個人の人権を守るため、検診結果や個人 の医療情報等は厳重に保存保管する。	健 康 推 進 課	
軽度発達障がい児へ の接し方の講演会	職員・町民を対象に軽度発達障がい児に対 する講演会・研修会を実施し、理解と適切 な対応を求める。	子 育 て 支 援 課	
人権教育	病気にかかっている人等に対する偏見や差 別解消に向けた取り組みを行う。	小 ・ 中 学 校	

2 感染症等に関する教育の推進

【施策の方向と内容】

1. エイズ等の感染症については医療機関と連携しながら保護者や保育士、教職員の研修に努め、
差別意識や偏見を持たないよう正確な知識と理解の啓発に努めます。
2. エイズ等の感染症や特定疾患の子どもにとって、どのような生活が最善なのか医療機関や保護
者と相談しながら最善の方向を目指し条件整備にも努力します。合わせて、子どもの心理的ケア
に努めるとともに、周囲の人々の差別意識の解決にも努めます。
3. 感染症や特定疾患の子どもについての相談活動に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
性教育	H I V等を含め感染症の正しい知識と理解 のための取り組みを行う。	小 ・ 中 学 校	

3 社会教育における取り組みの推進

【施策の方向と内容】

病気になっている人に対する偏見や差別をなくため、病気に対する正しい知識と理解、病気にか
かっている人に対する思いやりの心、相手の身になって考える心等、社会教育の分野で啓発パンフ
レット作成、講座の充実を図ります。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
エイズ教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導を行う。	小・中 学 校	
町民の啓発	パンフレット等の配布など啓発活動を行う。	健康推進課他	

第3節 就労・雇用の促進

1 就業の促進・安定

【施策の方向と内容】

病気にかかっている人等であることを理由にした解雇や不利益が生じないよう事業所に対し、人権啓発推進員を設置し適正な人事管理体制及び採用選考方法の確立を呼びかけます。また、この推進員への研修を実施する等関係機関と連携して啓発に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
公正な採用、選考の推進	人権啓発推進員を設置し、適正な人事管理体制及び採用選考方法に向けた研修を推進する。	産 業 振 興 課	

2 事業所への啓発推進

【施策の方向と内容】

1. 事業所に対して、働く意欲はあるが病気にかかっている人等の雇用の促進と就労条件についての理解を求め、生きがいのある働きやすい職場の環境づくりに努めます。
2. 病気に対する偏見や差別を受けないよう、プライバシーに配慮しながら、人権啓発推進員を中心に関係機関と連携して、働きやすい職場環境整備に向けて研修及び啓発に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
啓発活動の推進	町内の事業所に対して、病気にかかっている人の雇用の促進と就労条件について理解を求めるとともに、職場内研修を促す。	産 業 振 興 課	

第4節 社会福祉の増進

1 地域福祉の充実

【施策の方向と内容】

1. 病気にかかっている人等への相談や支援にあたっては、医療機関等で適切な支援や相談が受け

られるよう、患者の病歴や病状等のプライバシーの保護を徹底します。

2. 地域生活の中で、同じ病気にかかっている人等と話す機会を提供し、抱えている悩みの解消に努めます。

3. 相談、支援窓口の存在、内容についての情報提供に努めるとともに、医療機関等においても相談体制が一層充実するように働きかけます。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
訪問指導と相談体制の充実	病気療養中の人や家族が、一人で悩んだり孤立したりしないよう、訪問指導をとおして情報提供や相談を受け支援する。	健康推進課 子育て支援課 長寿福祉課 (地域包括支援センター)	

※セカンドオピニオン…患者本人の医療情報を得る過程で診断を受けた医師と異なった医師の意見を求めること。セカンドオピニオンは、医療先進諸国では定着し、患者の医療処置の方針への参加の積極的な表現として「インフォームド・チョイス（情報を十分に得た上での選択）」という用語も一般化しています。

※インフォームドコンセント…患者等に病状や治療目的等を説明し、同意を得た上で治療することや、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

第8章 性的マイノリティの人権保障の実現

第1節 人権擁護の確立

1 人権侵害の救済と擁護

【施策の方向と内容】

1. 保健師による、性的マイノリティ※に対するメンタルケア※に、電話や面談できる体制を整えます。対応者の意識啓発のため、必要に応じ研修を実施するとともに、相談の内容に応じて関係機関と連携を図ります。
2. 性的マイノリティに対し、医療等の的確な情報提供に努めます。
3. 公的文書の性別記載欄について、見直しを行なってきたところですが、さらに不必要な事例がないか調査し改善に努めます。また、職員に対しては、性別記載欄の見直し事務に向け、性同一性障がいへの正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図るため、職員研修を実施します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
相談体制等の整備	性同一性障がいのある人等、性的マイノリティに対するメンタルケアについて電話や面談できる体制を整える。	健 康 推 進 課	
公的文書から不必要な性別記載欄削除	公的文書の性別記載欄について、調査を行い不必要なものを削除する。	全 課	

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

【施策の方向と内容】

1. 性的マイノリティについての正しい理解を、適切な時期や方法で学習することを通し、多様な性のあり方を学び自分自身をかけがえのない大切な存在であることに気づき、それぞれの人権を尊重する教育につなげていきます。
2. 教職員が、性同一性障がいの子どもに対するメンタルケアに対応する体制を整えます。ただし、性同一性障がいを診断できるのは専門医だけであり、勝手に判断しないよう教職員にも注意が必要です。また、必要に応じて精神科医等を講師とした研修会を実施します。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
性教育及び人権教育の推進	体位の発達、意識形成の発達に伴い性差、個性、社会意識を育む学習を行うとともに、性同一性障がいのある人等、性的マイノリティの人々に対する理解を深める学習を行う。	小・中 学 校 教 育 総 務 課	

2 社会教育における取り組みの推進

【施策の方向と内容】

性的マイノリティについて、人々に対する理解と認識を深め、学習機会の設定、啓発活動、情報の提供に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
学習会の開催	性同一性障がいのある人等、性的マイノリティの人権をテーマとした学習会を開催する。	生涯学習・人権推進課	

第3節 就労・雇用の促進

1 事業所への啓発推進

【施策の方向と内容】

各事業所における、職業選択の自由を確保するための公正な採用選考システムの確立を図るため、事業主の性的マイノリティに対する正しい理解と認識を深める研修の開催に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
啓発活動の推進	町内の事業所に対して、性同一性障がいのある人等、性的マイノリティに関する研修会の開催を促す。	産業振興課	

※性的マイノリティ……性的指向や性自認について違和感を覚える人のこと。マイノリティは少数派を意味します。

※メンタルケア……心の病気等にかかる聞き取りや治療のこと。

第9章 インターネットによる人権問題の解決の実現

第1節 人権擁護の確立

1 個人情報の保護

【施策の方向と内容】

インターネットに代表される情報技術の急速な発達、コンパクトで多機能な情報端末を身近なものとしてきた反面、その閉鎖性や匿名性から無秩序な発言を生み出し、蔓延させる危険性を伴っています。またインターネットを利用した詐欺行為も複雑化、高度化しており、無差別な攻撃性、個人情報流出の危険性とともに犯罪行為の温床となる可能性も含んでいます。様々なトラブルや対処法などについて啓発、周知に努めます。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
相談体制等の整備	身に覚えのないメールを受信した、誤操作による不審なアクセスをしたなどの場合に消費生活センター、最寄りの警察署などへ相談するよう周知する。	産業振興課	
情報端末の学習	端末に触れる機会がある中高生を対象に危険性を啓発する。	生涯学習・人権推進課	

第2節 教育・啓発の推進

1 啓発組織の整備・充実

【施策の方向と内容】

情報端末は、インターネットバンキング※やショッピングなど多くの長所を持つ一方、架空請求や文字のみによる未熟なコミュニケーションにより、新たな問題を引き起こしています。長所を十分に理解した上で危険性を熟知する必要があるとともに、子どもに一方的に端末を持たせる状況もあることから、保護者の危機管理能力についても啓発が必要です。

主な施策事業

施策事業名	事業の内容	事業主管課等	備考
<u>情報リテラシー※</u> 学習	保護者を対象に、端末の持つ長所を理解した上で、その危険性について学習する。	生涯学習・人権推進課 青少年育成町民会議 小・中学校	

※インターネットバンキング……インターネットを利用して銀行口座から入出金、決済などを行うこと。

※情報リテラシー……情報を扱う基本的な能力のこと。リテラシーとは「読み書きする能力」のこと。「噂」や「報道」などへの接し方も、情報リテラシーです。

第10章 身近な差別や新たな人権問題等の解決の実現

第1節 教育・啓発の推進

1 様々な人権問題の啓発

【施策の方向と内容】

一つ一つの問題に対する正しい理解を目指して、身近な人々を対象とした学習機会を設定します。また関係課、関係機関と連携し、共通の問題として参加者相互が学習し、お互いの個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を形成していくという観点で、自分たちの日常の生活を振り返り、無意識のうちに他者を疎外したりしていないか確認する場とします。また、行政職員の個人情報と基本的人権の関わりについての認識を深めるための研修に努め、それぞれの業務に関わる町民の個人情報の保護に努め、適正な対応ができるよう指導力の向上に努めます。

主な施策事業

施 策 事 業 名	事 業 の 内 容	事業主管課等	備 考
相談体制等の整備	町民の身近な差別や新たな人権問題等に関し、相談体制等の整備に努める。	生涯学習・人権推進課 文 化 会 館 町 民 課 社会福祉協議会 関 係 課	
啓発活動の実施	町民の身近な差別、新たな人権問題に関する理解と認識を深めるための、啓発活動を実施する。	生涯学習・人権推進課 文 化 会 館 町 民 課 社会福祉協議会 関 係 課	
各種学習会の開催	身近な差別や新たな人権問題等をテーマとした学習会を開催する。	生涯学習・人権推進課 文 化 会 館	

(1) 非正規雇用等による生活困難者の人権

生活困難者の身体的・精神的状況や社会適応能力などを的確に分析し、個々の能力や状況に応じて、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活など総合的に支援していく必要があります。生活保障に努めるとともに、被保護世帯の処遇の充実と自立意欲の向上に努めます。また、社会福祉協議会、民生児童委員、生活相談員などとの連携を図り、個人の秘密保持に留意しながら、情報の収集と対応についての検討を行い、生活困窮世帯、生活保護世帯の処遇と自立助長の促進を図り、生活基盤の安定に努めます。

(2) 個人のプライバシー保護の実現

行政職員の、個人情報と基本的人権の関わりについての認識を深めるための研修に努め、それぞれの業務に関わる町民の個人情報の保護に努め、適正な対応ができるよう指導力の向上に努めます。また、町民に対し、個人情報の保護の必要性や身元調査の差別性についての認識を深めるため、啓発活

動の充実に努めます。

（３）職場における人権問題

職場における各種ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント※、パワーハラスメント※、マタニティハラスメント※など）は、労働者の尊厳や人格を傷つける人権侵害行為であることを再認識するとともに、ハラスメント防止の普及啓発に努めます。

（４）刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会の偏見や差別意識の解消に向けた啓発を行うとともに、「社会を明るくする運動」を推進します。

（５）犯罪被害者等の人権

殺人、^{せつとう}窃盗、^{ごうかん}強姦等の犯罪や交通事故の被害者に対する社会の理解は十分とは言えない現状があります。事件や事故は誰もが突然巻き込まれる可能性があることを認識し、社会全体で被害者を支援していくという意識の醸成のため、広報や啓発活動に努めます。

（６）東日本大震災等の災害に関する人権問題

災害に遭われた人々、避難者に対して、放射線被ばくについての風評等による人権問題や、支援金等に対する誤解や偏見などがあります。被災者、避難者への正しい理解が図られるよう、啓発活動に努めます。

（７）拉致被害者等の人権

拉致問題に対する認識を深めるため、関係団体等と連携しながら学習機会や情報提供に努めます。

（８）社会的参加が困難なひきこもり状態の人に関する人権問題

ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合っているとされ、不登校と同様に誰にでも起こりうるという認識のもと、ひきこもりについての理解を深めるため普及啓発に努めます。

（９）アイヌの人々の人権

アイヌの人々は固有の言語や、独自の豊かな文化を持っています。アイヌ民族の文化や差別の実態を正しく理解するとともに、学習の機会の拡充や、情報提供、啓発活動に努めます。

（１０）ユニバーサルデザインの推進

県が実施する出前授業や体験学習等を活用し、学校、地域、企業等における学習機会を確保し、ユニバーサルデザイン※の考え方や大切さについて広く普及、啓発に努めます。

※セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）……相手の意に反した、性的な言動を行い、不快感や不安感を与えたり、それに対する対応によって不利益を与えたりすること。またはそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させること。

※パワーハラスメント……職場内の人間関係において発生するいじめや嫌がらせ。

※マタニティハラスメント……職場などでの妊娠、出産に関する嫌がらせ。

※ユニバーサルデザイン……すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品や建物、環境をデザインすること。